

固定資産税



【減免の対象となる固定資産】

- 生活困窮によって公的扶助を受けている方が所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- 災害や天候不順により著しく価格を減じた固定資産

問 税務課（固定資産税担当）

☎ 52-5602

固定資産税、軽自動車税（種別割）の減免申請は5月末までに

納税通知書が届いてから、必要なものをご持参のうえ5月31日（金）までに税務課または各市民サービスセンター窓口で申請してください。

各種減免申請には、納税義務者の個人番号が必要です

〈本人（納税義務者）が申請する場合〉①番号確認書類（通知カードまたは個人番号付きの住民票等）②本人確認書類（運転免許証等）※個人番号カード（マイナンバーカード）がある場合は番号確認・本人確認が1枚で可能です。

〈代理人が申請する場合〉①委任状②代理人の本人確認書類※③納税義務者の番号確認書類（個人番号カードまたは通知カード（コピー）、個人番号付きの住民票等）

※顔写真なしの証明書の場合は公的機関の発行のものが2種類必要

軽自動車税（種別割）減免の対象となる障がいの範囲

障がい区分	身体障害者手帳						戦傷病者手帳										
	級別						項症						款症				
視覚障害	1	2	3	4	4'		特別	1	2	3	4						
聴覚障害			2	3			特別	1	2	3	4						
平衡機能障害				3			特別	1	2	3	4						
音声機能障害 ※咽頭摘出の場合に限る				3			特別	1	2								
上肢不自由	1	2					特別	1	2	3							
下肢不自由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
体幹不自由	1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
乳児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1	2														
	移動	1	2	3	4	5	6										
心臓機能障害	1		3				特別	1	2	3							
腎臓機能障害	1		3				特別	1	2	3							
呼吸器機能障害	1		3				特別	1	2	3							
ぼうこう又は直腸機能障害	1		3				特別	1	2	3							
小腸機能障害	1		3				特別	1	2	3							
免疫機能障害	1	2	3														
肝臓機能障害	1	2	3														
療育手帳													障害の程度A				
精神障害者保健福祉手帳													障害等級1級				

※■内は、障がい者本人の運転に限り減免できます。
※視覚障害4'は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方。
※重複して障がいをお持ちの方も個々の障がいで判定となります。

軽自動車税（種別割）



軽自動車税（種別割）の減免申請の手続きは、毎年必要です。減免を受けられる方は必ず申請してください。

※普通自動車、二輪車も含め減免を受けられるのは1人1台のみです。（構造、公益減免は除く。）

【減免の対象となる車両と障がいの範囲】右の表のとおり

【必要なもの】

- 各種障害者手帳
- 運転免許証
- 自動車検査証

問 税務課（軽自動車税担当）

☎ 52-5603

軽自動車税（種別割）減免の対象となる車両

本人運転	車の所有者		用途
	障がい者本人		
本人運転	障がい者本人		制限なし
家族運転	障がい者本人または障がい者の同世帯家族 ※家族所有の場合は以下に限る。 ・18歳未満の身体障がい者 ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の該当者		専ら障がい者のために使用される軽自動車、通院通学通所、生業で使用される場合に限る。
介護者運転	障がい者本人		

※構造減免、公益減免につきましては、左記連絡先までお問合せください。

「けんしん」へ 行きましょう！



「けんしんガイド」

を配布します

健（検）診の日程や内容等を確認することができます。

20～70歳の方へ

「けんしんパスポート」

をお送りします

自分が受診できる健（検）診を確認することができます。

問 保険健康課 ☎ 52-5611



information

広報みま、県広報コンクールで特選W受賞



徳島県広報コンクールにおいて、藍文化について特集した令和5年7月号が広報紙部門で、同年6月号に掲載したちびっこ田んぼラグビーの組写真が広報写真部門で、それぞれ特選を受賞しました。受賞した作品は、全国広報コンクールへ推薦されます。

美馬市公式 LINE 友だち募集中

子育て、防災、イベントなど
欲しい情報を自分で選んで受け取れます。



友だち追加
よろしくお願いします！

友だち追加したあと、必ず最初のメッセージ内のURLから受信設定をしてください。



@mima_city

介護保険料について

令和6年～令和8年度の保険料率は次のとおりです

後期高齢者数や介護需要の増加が見込まれるため、基準月額を現行より300円引き上げ、6,100円になります。

保険料は3年ごとに見直します

所得段階	対象となる人	月額
第1段階	生活保護を受けている人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人もしくは前年の本人の年金収入等が80万円以下の人	1,739円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の本人の年金収入等が80万円超120万円以下の人	2,959円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の本人の年金収入等が120万円超の人	4,179円
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税で、前年の本人の年金収入等が80万円以下の人	5,490円
第5段階 (基準)	世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税で、前年の本人の年金収入等が80万円超の人	6,100円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,320円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,930円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,150円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	10,370円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	11,590円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	12,810円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	14,030円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	14,640円

高齢者医療制度保険料と介護保険料のこと

徳島県後期高齢者医療制度保険料について

令和6年度と令和7年度の保険料率は次のとおりです

制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額も調整しています。

保険料は2年ごとに見直します

所得割額 被保険者の所得に応じて負担	均等割額 被保険者が等しく負担	保険料
基礎控除(43万円)後の総所得金額等(①) ×所得割率(10.55%※1) ※1 ①が58万円以下の方について、令和6年度は9.85%	+ 56,311円	= 100円未満は切り捨て、 上限額80万円※2 ※2 経過措置として、以下の方の令和6年度の上限額は73万円です。 ・昭和24年3月31日以前に生まれた方 ・令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方

所得状況等に応じて、保険料の軽減措置があります

■ 均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が次表の軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

判定基準	軽減割合
43万円+(10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	7割
43万円+(29万5,000円×世帯の被保険者数)+(10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	5割
43万円+(54万5,000円×世帯の被保険者数)+(10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	2割

- 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。
- 軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、昭和34年1月1日以前に生まれた方については、年金所得から15万円を控除します。
- 表中の_____部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- 「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。
 - ①給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
 - ②昭和34年1月2日以後に生まれた方で、公的年金収入額が60万円を超える方
 - ③昭和34年1月1日以前に生まれた方で、公的年金収入額が125万円を超える方

■ 会社などの健康保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の納め方

特別徴収のイメージ

特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上の方が対象です。

仮徴収		本徴収			
4月	6月	8月	10月	12月	2月
原則、令和5年度2月分の保険料と同額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます。		

普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。前年の所得が確定した後で、保険料改定を反映して年4回に分けて納めるようになります。

※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方は、一定期間普通徴収になります。

資生堂ライフクオリティー ビューティー セミナー いきいき美容教室



資生堂ジャパン株式会社の専門スタッフの進行に合わせて、ご自身でお手入れや化粧をして楽しむ講座です。

65歳以上の美馬市民 30名が対象で、参加費は無料です。(講座では、資生堂化粧品を使用します。)

参加を希望される方は下記の申込先へ、4月30日(火)までに「氏名」「年齢」「住所」「電話番号」をFAX、メールまたは電話でお知らせください。

※申込多数の場合は抽選となります。

【日時】5月24日(金) 午後1時20分～午後3時

【場所】地域共生交流施設 小星ベース

【内容】

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
軽い ストレッチ	スキンケア 肌を清潔にする、 唾液腺を刺激するスキンケア、 日中用スキンケア	メイクアップ ファンデーション、 眉ずみ、口紅、 ほお紅	仕上げ ヘアを整え 笑顔で終了
リラックスから 気持ちの集中	だんだん活性化 (見る、聞く、覚える、動かす、褒め合う、一緒に喜ぶ)		効果の波及 (見る)

問申

美と健康のまち推進課 ☎52-5730

FAX52-5731 ✉biken@mima.i-tokushima.jp



一緒に「美」を楽しみましょう

「人生100年時代」を美しく健康に過ごすまちづくりの一環として、「美」を通じた高齢者の外出等促進事業に取り組んできました。

今回は、資生堂ジャパン株式会社が提供する「いきいき美容教室」で「美」を体験し、日々の生活に取り入れてみませんか？ご参加をお待ちしています！

令和6年度 MIMACA 3%ポイント 還元事業



デジタル地域通貨 MIMACA にチャージしたポイントを加盟店で利用すると、決済金額の3%に相当するポイントが還元されます。還元されたポイントは即時にご利用いただけます。

【ポイント還元期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日

【ポイント上限】

年間で9,000ミマポ(決済額300,000円相当)

【ポイント利用期限】令和7年3月31日

【ポイント還元の流れ】

- ① チャージ協力店やセブン銀行 ATM で MIMACA にポイントをチャージをする
- ② チャージしたポイントを加盟店で利用すると、その3%分がポイント還元される
例：A商店(加盟店)で10,000ミマポ(チャージ分)を利用した場合、300ミマポをポイント還元
- ③ 次回以降の MIMACA 利用時に還元されたポイントを使うことができる

【注意事項】

- 行政ポイントや「令和4年度 MIMACA 3%プレミアムチャージ」分のポイントを利用した場合はポイント還元されません。また、還元されたポイントを利用しても再びポイント還元されることはありません。
- 行政ポイントは有効期限が短いため、ポイントの残高と有効期限を定期的を確認してください。
- その他のポイント事業に関する情報は、広報みまやホームページ等で随時お知らせいたします。

問 企業応援課 ☎52-1263

飼い犬や飼い猫の避妊・去勢手術費に 対する助成金を交付します

(令和6年度犬及びねこの避妊・去勢手術助成金制度)

ペットを適切に飼うことは飼い主の義務です。個体差や雌雄の差はありますが、犬や猫は、生まれて1年もたたないうちに子どもを産むようになり、1回の出産で3～5頭の子犬や子猫が生まれます。望まない繁殖を防ぎ、不幸な犬や猫を増やさないためにも積極的に制度をご活用ください。

【助成対象】

- ① 美馬市内に住所がある方により飼育されている犬および猫であること
- ② 犬については美馬市で登録済みであり、かつ、令和6年度の狂犬病予防注射を接種済みであること
- ③ 申請時点で手術を未実施であること
- ④ 手術する病院は原則美馬市内の動物病院であること

【助成額】

1頭につき5,000円

※令和6年度助成件数の上限は170頭(先着順)です。

【申請に必要なもの】

- ① 印鑑 ② (犬の場合) 鑑札、狂犬病予防注射済票

問申 環境課 ☎52-8020

高齢者等ごみ出し支援事業がスタートします

道路事情により、ごみ収集車が進入できない地域では、高齢者や障がい者が自宅のごみを



搬出することが難しいケースが増加しています。

このため、次の条件を満たす方からの申請を受け付け、ごみ出しを支援します。また、ご希望により利用者の安否を確認します。

- ① 美馬市内に住所があること
- ② 収集車(2トントラック)の進入が困難なこと
- ③ 次のア～ウのいずれかに該当する方
ア 75歳以上で要介護2以上の認定を受けている
イ 身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている
ウ 療育手帳(A1またはA2)の交付を受けている

申請が必要です。まずはご相談ください。

問申 環境課 ☎52-8020

西阿老人ホーム組合職員募集

次のとおり採用試験を実施します。受験を希望される場合は、試験案内と受験申込書を請求し、内容を確認のうえ期限までに手続きを行ってください。

※試験案内と受験申込書は、西阿老人ホーム組合(養護老人ホームひかり荘)で配布しているほか、美馬市またはつぎ町のホームページからダウンロードすることができます。郵送により請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込書請求」と朱書きし、自己のあて先を明記した返信用封筒(角型2号、120円分の切手を貼ったもの)を必ず同封してください。



【試験区分】介護支援員(高等学校卒業程度)

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴により受験資格を制限するものではありません。

【採用予定人員】2名程度

【受験資格】

平成元年4月2日以降に生まれ、申込時に介護福祉士の資格を有する者または令和7年3月31日までに当該資格を取得する見込みであること

【業務内容】

養護老人ホームひかり荘で、入所者の生活支援業務にあたっていただきます。

【申込受付期間】

4月15日(月)～5月10日(金)

受付時間：執務日(土日、祝日を除く)の8:30～17:15

【一次試験日】6月16日(日)

【一次試験会場】美馬町市民サービスセンター3階大会議室

【一次試験内容】職務能力試験・論文試験・業務適性検査・職務適応性検査・(エントリーシート)書類審査

問申

西阿老人ホーム組合(養護老人ホームひかり荘) ☎52-1445

〒779-3600 美馬市脇町字国見丸30番地2